

日本赤十字社は、社員をはじめ、寄付者、献血者、患者等に亘る膨大な個人情報を保有しています。業務上知り得た全ての個人情報は、個人情報保護法および社内規程（「日本赤十字社の保有する個人情報保護規程」）に則って、下記のとおり取り扱っています。

1. 個人の情報は利用目的（医療の提供等）のためにのみ使用します。
2. 個人の情報は第三者に提供いたしません。
3. 個人の情報はいつでも開示、訂正、追加又は削除します。
4. 漏えい等を防止するために、厳重な安全管理対策を実施いたします。

個人情報保護に関する取り扱い説明書

【個人情報とは？】

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。

情報の中に氏名等の具体的な記載がないものであつても、生存する個人を特定することができる場合、また、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものは個人情報として取り扱います。情報の一部を削除して個人の特定ができないようにしたものは含みません。

【病院にある個人情報とは？】

病院では、一般的な情報（年齢・住所・電話番号等）に加えて、カルテ、レントゲンフィルム、処方箋、紹介状、検体、検査結果報告書などを含む診療情報を保有しています。

これらの個人情報の扱いは、個人の尊厳と並んで直接的に生命・身体にまで大きな影響を及ぼす可能性がある情報であるため、特に慎重に取り扱うべきものとされています。

【実習生が守るべきことは？】

- (1) 個人情報のコピー、印刷、外部への持ち出しは禁止。
- (2) 電子メールによる個人情報の送付は禁止。
- (3) USBメモリ等の記憶媒体への個人情報のコピーは禁止。
- (4) 印刷した個人情報の放置禁止。
- (5) 実習記録、レポート等は、個人の特定ができないよう情報の一部を削除し、匿名化。
- (6) 実習中に知り得た患者および病院職員の個人情報は秘匿。実習終了後も同様。

【漏えいしたら？】

個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、個人や社会に多大な迷惑をかけるばかりではなく、日本赤十字社に対する社会的信頼を大きく傷つけ、事業運営にも大きな影響を与えることとなります。

万が一、紛失・漏えい等の事故が発生した場合には、その事態を知った実習生は、実害の有無にかかわらず、速やかに実習指導者ならびに人事課研修係に報告します。